

至急

令和元年 10月 10日
北海道労働局労働基準部安全課長

建設業労働災害防止協会 北海道支部 御中

台風接近に伴う大雨・暴風等における建設工事現場の 労働災害防止について

気象庁の予報によれば、台風19号が10月13日頃に本道へ接近する見込みです。今回の台風は特に大型で強風、大雨をもたらし、大きな被害になることが考えられます。つきましては、土砂崩壊災害、土石流災害、足場倒壊災害、クレーン転倒災害等の発生も懸念されることから、会員事業場に対し、下記の事項について周知をお願いします。また、今後も台風等の同様な異常気象の警報・注意報発令された場合には、下記と同様な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 気象警報、防災情報等に留意し、大雨・洪水・暴風等が予想される時には、直ちに作業を中止すること。
- 2 土砂崩壊災害防止について
 - (1) 大雨・洪水・暴風等の後の工事施工に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について形状、地層の状況、亀裂、含水及び湧水の状況等について、あらかじめ十分に調査を行い、当該調査結果を踏まえ、作業計画を定めこれに基づき作業を行うこと。
 - (2) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。
 - (3) 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに避難の方法等について労働者に十分周知すること。
- 3 仮設物、クレーン等の災害防止について
 - (1) 足場（作業構台を含む）について
 - ア 足場等の設置計画において暴風等を考慮することとし、計画を上回る暴風が発生する場合は、倒壊防止対策を実施すること。
 - イ 大雨・洪水・暴風等の後に足場等における作業を行うときは、作業開始前に点検表により点検を行い、異常箇所は補修を行うこと。
なお、北海道労働局ホームページ「建設業の労働災害防止について」も参照ください。
 - (2) クレーン等（移動式クレーン、エレベーター、建設用リフト含む）について
 - ア 強風のためクレーン等が損傷・転倒・崩壊するおそれがあるときは、クレーン等を固定させる等の対策を実施すること。
 - イ 瞬間風速が30m/sを超える風が吹いた後に作業を行うときは、あらかじめクレーン等の各部分の異常の有無について点検を行い、異常箇所は補修を行うこと。